

佐賀県告示第 131 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 31 年 3 月 22 日から平成 31 年 4 月 22 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 多久牛津線	多久市東多久町大字別府 1305 番地先から 多久市東多久町大字別府 1449 番 1 地先まで	平成 31 . 3 . 22
	小城市小城町池上字上右原 782 番 1 地先 から 小城市小城町池上字下右原 1135 番 1 地先 まで	〃
県道 佐賀環状東 線	佐賀市木原二丁目 49 番 3 地先から 佐賀市木原二丁目 38 番 9 地先まで	〃
県道 岸川筋原線	多久市北多久町大字多久原 4306 番 2 地先 から 多久市北多久町大字多久原 7001 番 1 地先 まで	〃
県道 佐賀環状自 転車道線	佐賀市大和町大字尼寺字四本杉 3843 番地 先から 佐賀市大和町大字尼寺字四本松 3761 番 3 地先まで	〃
	佐賀市諸富町大字山領字小杭 157 番 1 地 先から 佐賀市諸富町大字山領字小杭分二本松三 角 267 番 3 地先まで	〃
	佐賀市諸富町大字山領字山領分三本松八 角 751 番 1 地先から 佐賀市諸富町大字山領字山領分四本松一 角 772 番 3 地先まで	〃